(2)　子育てのための施設等利用給付関係

イ　子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号。以下「法」という。）第三〇条の四第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。）についての施設等利用費の額は、二万五、七〇〇円（国（国立大学法人法（平成一五年法律第一一二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校にあっては、内閣府令で定める額）を上限とすることとした。（第一五条の六第一項関係）

ロ　法第三〇条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。）についての施設等利用費の額は、(イ)から(ハ)までに掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める額の合算額を上限とすることとした。（第一五条の六第二項関係）

(イ)　認定こども園、幼稚園又は特別支援学校　二万五、七〇〇円

(ロ)　法第七条第一〇項第五号に掲げる事業　一万一、三〇〇円（当該事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める日数を下回る場合にあっては、内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額）

(ハ)　法第七条第一〇項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業（当該施設等利用給付認定子どもが在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校及び当該施設において行われる同項第五号に掲げる事業において提供される教育・保育の量が内閣府令で定める量を下回る場合に限る。）　一万一、三〇〇円から(ロ)に定める額を控除して得た額

ハ　法第三〇条の四第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者であって、特定子ども・子育て支援施設等である法第七条第一〇項第四号に掲げる施設又は同項第六号から第八号までに掲げる事業を利用するものに限る。）についての施設等利用費の額は、三万七、〇〇〇円を上限とすることとした。（第一五条の六第三項関係）

ニ　ロ及びハの規定は、法第三〇条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもについての施設等利用費の額の算定について準用することとした。この場合において、ロ中「一万一、三〇〇円」とあるのは「一万六、三〇〇円」と、ハ中「三万七、〇〇〇円」とあるのは「四万二、〇〇〇円」と読み替えるものとすることとした。（第一五条の六第四項関係）

(3)　その他所要の規定の整備を行うものとすることとした。

(二)　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三〇年政令第二五五号）等について、所要の整備を行うこととした。

2　経過措置

令和元年九月三〇日までの間における子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第二号等の規定の適用については、同令第四条第一項第二号中「八月」とあるのは「八月（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）附則第二条に規定する行為及び子どものための教育・保育給付の円滑な実施を確保するために特に必要があると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める場合にあっては、九月。以下同じ。）」と、同項第四号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは「市町村」とすることとした。

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和元年一〇月一日から施行するものとすることとした。

法律

法律第十六号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第一条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第三条）

第二章　情報通信技術を活用した行政の推進

第一節　情報システム整備計画等（第四条・第五条）

第二節　手続等における情報通信技術の利用（第六条―第十条）

第三節　添付書面等の省略（第十一条）

第四節　その他の施策（第十二条・第十三条）

第三章　民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策（第十四条・第十五条）

第四章　雑則（第十六条―第十九条）

附則

第一章　総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条　この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）第十三条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十二条中「当該手続等について規定する」を「手続等に関する他の」に改め、同条を第十八条とする。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年五月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三